

さいたま市告示第 1 1 8 3 号

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 7 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号外

(3) 業務概要

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 1 0 年 2 月 2 5 日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下、「名簿」という。）に、業務「建築関連コンサルタント／学校施設」で登載されているものであること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 告示日から最優秀提案者の特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市 制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 最優秀提案者の特定の日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 最優秀提案者の特定の日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成 2 8 年度以降に都道府県または市区町村の学校施設に係る長寿命化計画、個別施設計画策定又は改定支援業務を 1 件以上完了したもの。

3 応募書類等の交付

企画提案書を提出しようとする者に対し、応募書類等を無償で交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
電話 048 (829) 1642

(2) 交付期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 7 月 29 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）

(3) 交付資料

- ア さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 要求水準書
- イ さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 企画提案実施要領
- ウ さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 各種様式

(4) その他

交付資料については、さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p132168.html>

（以下、ホームページとはこの URL を指す。）

4 説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、「6 質問及び回答」のとおり質問することができる。

5 参加意思の表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

- ア参加意思表明書（様式 1）
- イ「2 企画提案書の提出者の資格に関する事項（1）」の「建築関連コンサルタント／学校施設」業者登録を証明する書類の写し
- ウ「2 企画提案書の提出者の資格に関する事項（6）」の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

(2) 提出期間

3(2)に同じ

(3) 提出先

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または電子メール（郵送不可）

6 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問すること

ができる。

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 提出期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月29日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法

電子メール（アドレス：gakko-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp）にて受付。なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

令和8年8月5日（水）までにホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 企画提案実施要領に定める

(2) 提出期間

令和8年8月5日（水）から令和8年8月24日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出部数

10部

(4) 提出先

3(1)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送(書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法とし必着とします)

8 企画提案会の実施

企画提案書を補完するため、企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。

(1) 実施日時、場所

詳細は、5(1)による参加意思表明書を提出した者に対し、郵送により別途通知する。

(2) 実施方法

7(1)により提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア 出席者は3名以内とする。

イ 説明資料は企画提案書のみとし、追加資料の持込やパソコン等を使用してのプレゼンテーションは禁止する。

9 審査・選定

(1) 企画提案については、企画審査委員会がさいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 企画提案実施要綱に定める審査基準に基づき審査を実施し、総合的な評価により企画提案の順位を決

定する。なお、審査の段階で本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、順位付けの対象としない。

(2) (1)に記載する企画提案の評価結果により、最も順位が高かったものを第一契約候補者として選定する。なお、すべての企画提案が本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、第一契約候補者を選定しない場合がある。

(3) 評価の結果は、他の企画提案者の名称、得点も含めて「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加したすべての者に通知する。

1 0 辞退届

5(1)による参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式4）

(2) 提出先

3(1)に同じ

(3) 提出方法

持参または電子メール（郵送不可）

※電子メールで提出する場合は、速やかに電話にて到達確認を行ってください。

1 1 その他

(1) 本件の手続きに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されとは限らない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性を害する行為があった場合

ウ 「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加しなかった場合

エ 見積金額がさいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 企画提案実施要領で示す事業費限度額を超えている場合

(4) 詳細は、さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 要求水準書及びさいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 企画提案実施要領による。

(5) 本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

1 2 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電 話 048（829）1642

FAX 048（829）1989

E-mail: gakk-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp